

法令および定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
(内部統制システム構築の基本方針)

株式会社の支配に関する基本方針の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

2019年度 (2018年12月1日から2019年11月30日まで)

キューピー株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものです。

(<https://www.kewpie.com/ir/event/>)

※連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表は、2020年1月20日までに会計監査人が監査を行った内容です。

業務の適正を確保するための体制（2019年11月30日現在）

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、下記のとおり決議しています。

(1) 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、当社の内部統制システム構築の基本方針を決議するとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムは、速やかに実施されるとともに、定期的かつ必要に応じた見直しによってその改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、長年にわたり従業員への教育・周知徹底を継続することにより企業風土を醸成してきたのであって、取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。

(社是)

楽業偕悦

(社訓)

- ・道義を重んずること
- ・創意工夫に努めること
- ・親を大切にすること

(大切にしている教え) 『世の中は存外公平なものである』

- ② 当社は、取締役および従業員が、法令・定款および当社グループの理念を遵守した行動をとるために、グループ規範（倫理規範と行動規範で構成）およびコンプライアンス規程を定めており、取締役および従業員はこれらを遵守する義務を負う。
- ③ コンプライアンス担当取締役にコンプライアンス委員会を統括させ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、同委員会を中心にコンプライアンス推進に関する企画、啓発および教育などを行う。コンプライアンス担当取締役は、かかる活動を定期的に取り締役に報告する。

- ④ 公益通報者保護制度に対応した内部通報体制として、通報窓口の情報受領者に第三者機関や社外の弁護士を含む「ヘルプライン」を設置する。情報受領者から報告を受けたコンプライアンス調査会が事実関係を調査し、違反行為があれば、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、処分結果を含めて社内に公表するとともに、全社的に再発防止策を実施させる。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程、会社情報取扱規程、個人情報保護基本規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、文書または電磁的記録により、経営推進本部担当の取締役が適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しなどを行う。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁的記録を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスクマネジメント基本規程により、個々のリスクに関しては、これに対応する組織などにおいて継続的に監視することとするほか、全社的リスクに関してはリスクマネジメント担当取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会に情報を集中し、そのリスクの評価、優先順位などを総括的に管理するとともに、当該委員長が全社的なリスクの評価や対応の方針・状況などを定期的に取り締役に報告する。
- ② 危機管理マニュアルを作成し、あらかじめ具体的な危機を想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。重大危機の発生時には、危機の種類ごとにあらかじめ定めた担当取締役を本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、迅速かつ適切な対応に努める。

(5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役および従業員が共有する全社的な経営目標を定め、この浸透を図るとともに、この経営目標達成に向けて最適な組織編成を行い、各部門の責任者を代表取締役社長執行役員が取締役会の決議に基づき任命する。その責任者に権限を委譲することにより、迅速かつ適切な業務執行を行う。
- ② 取締役会の決議に基づく業務執行については、「決裁・報告手続き表」において、それぞれの責任範囲、決裁手続について定める。

- ③ 具体的な経営活動の推進策については、取締役会が決議した業務執行の基本方針に基づき、代表取締役 社長執行役員の諮問機関である経営会議の定例および臨時の審議に委ね、機動的な意思決定と業務執行を図る。

(6) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務の適正を確保するため、社是・社訓とともに、グループの理念を構成する『私たちは「おいしさ・やさしさ・ユニークさ」をもって世界の食と健康に貢献するグループをめざします』という「めざす姿」を共有し、また、グループ規範を全ての取締役および従業員が遵守する。
- ② グループ合同経営会議、事業ごとの会議体において企業集団としての連結経営目標や事業運営方針を共有するとともに、組織・人事、資金調達についてもグループ全体での最適化を図る。また、業務執行においては、「グループ決裁・報告手続き表」に基づいて子会社経営の権限を定め、権限委譲による効率化とグループ管理の均衡を図る。
- ③ 当社の子会社は、毎月、当社 代表取締役 社長執行役員が指定する担当取締役に対して事業計画の進捗状況について報告する。また、子会社の取締役会に出席した当社からの派遣取締役は、取締役会の審議状況・経営課題などについて、上記の担当取締役に報告する。
- ④ 当社のリスクマネジメント委員会には子会社を管轄する事業責任者も委員となり、子会社のリスクについても管理する。また、コンプライアンス委員会、各内部監査部門の活動やヘルプラインについても、子会社をも対象とする。
- ⑤ 当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的に、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を反映させた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、適宜内容の見直しを行う。
- ⑥ 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、当社取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（委員の半数以上は独立性を有する社外役員で構成）を設置し、当社取締役会の構成や取締役等の指名、報酬のあり方などについて審議を行うほか、当社代表取締役社長執行役員の諮問機関として経営アドバイザリーボード（社外の有識者で構成）を設置し、当社グループの健全性、公正性、透明性を維持、向上させるための助言・提言を受け、意思決定に反映させる。
- ⑦ 当社グループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。

- ⑧ 当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制を構築するため、関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより財務報告に係る内部統制の充実を図る。また、各担当部門および監査役は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善するための仕組みを構築する。
- ⑨ 内部監査室は、自主監査等を行う品質・環境・安全・労務などの各スタッフとも連携し、当社グループの経営活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から内部監査を行う。また、財務報告に係る内部統制の有効性評価についても、当社代表取締役社長執行役員の指名に基づき、その計画および実施の職責を担う。
- ⑩ 当社の子会社である株式会社キューソー流通システムおよびアラハタ株式会社については、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行うこととする一方、東京証券取引所上場企業であることに加え、独自の企業グループを形成していることに鑑み、各社において、業務の適正を確保するための体制を独自に構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。また当社は、監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、速やかにその求めに応じる。

(8) 監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な要望を受けた内部監査室所属の従業員は、その内部監査に関して、内部監査室担当取締役以外の取締役などの指揮命令を受けない。また、監査役を補助すべき従業員を置いた場合、その従業員は、独立性の確保のために、監査役以外からの指揮命令を受けない。

(9) 取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、従業員、子会社の役員および従業員等は、監査役会の定めるところに従い、当社監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・株主総会に付議される決議議案の内容
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる各部門の活動状況
 - ・内部監査室、自主監査スタッフおよび子会社の監査役の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用および通報内容
 - ・法令・定款に違反する行為または不正行為
 - ・当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 内部通報体制「ヘルプライン」には、取締役、従業員、子会社の役員および従業員等が当社監査役に匿名で通報できる体制を整備する。

(10) 上記(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社監査役に報告を行ったことを理由に、その報告者に対して不利益な取扱いを行わないものとし、子会社においてもこれを徹底させる。
- ② グループ共通に適用されるコンプライアンス規程およびヘルプライン規程において、相談者または通報者の保護を図る。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

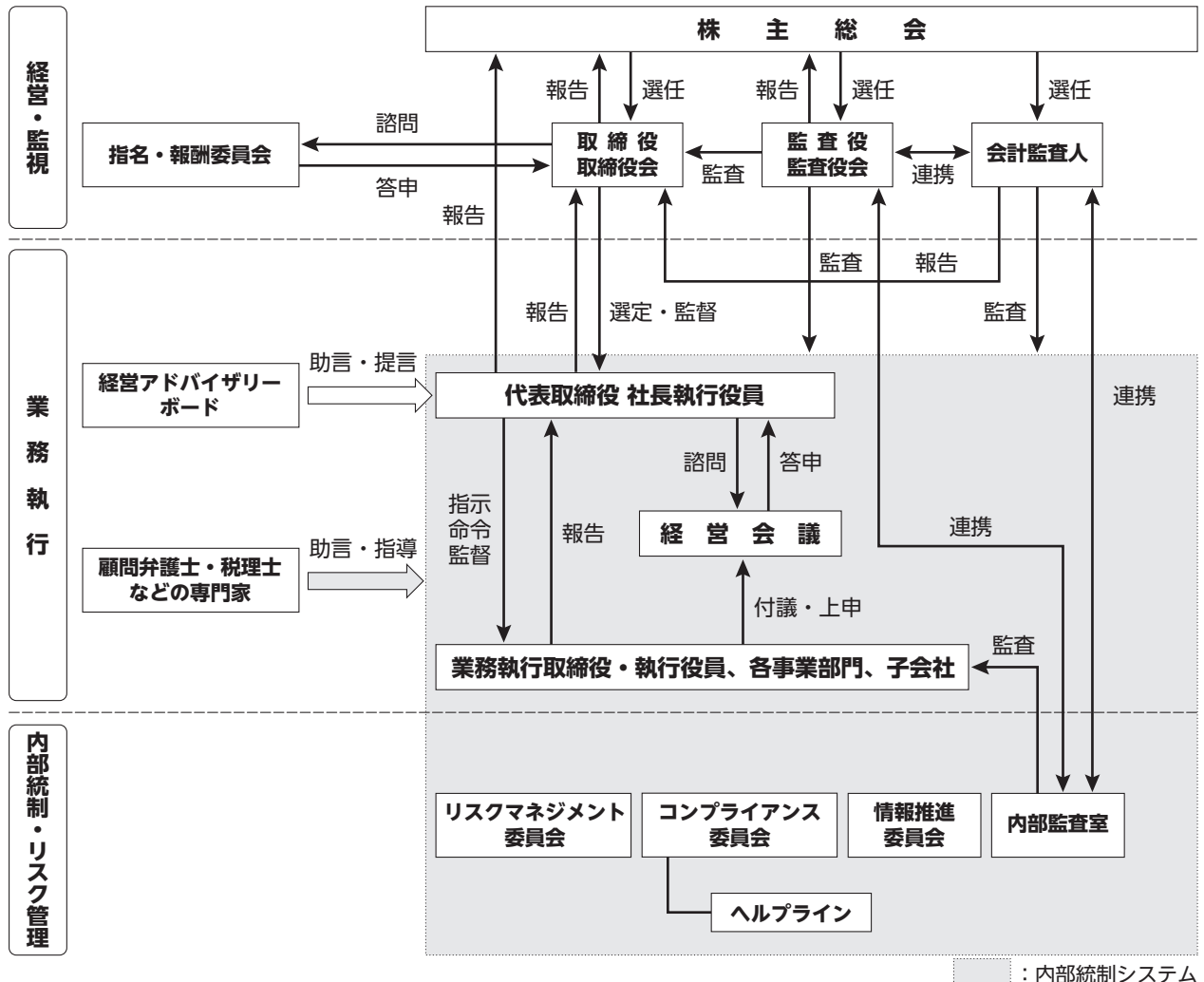
- ① 監査役職務の執行が円滑になされるために必要な監査費用について毎年予算措置を講じる。
- ② 監査役から、外部の専門家（弁護士、会計士等）に協力を得るなど特別な費用の請求がなされた場合には、費用の内容が不合理でない限り、その費用は会社が負担する。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、監査役会に各年度の監査方針、重点監査項目および監査方法等の報告を求め、それらを共有する。
- ② 取締役、従業員、子会社の役員および従業員は、当社監査役からヒアリングの求めがあった場合には適宜協力する。また、代表取締役社長執行役員は、定期的に監査役会との意見交換の機会を持つ。

- ③ リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に關与する委員会、内部監査室および自主監査スタッフは、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要は、下記のとおりです。



株式会社の支配に関する基本方針の概要

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2008年1月11日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「本基本方針」といいます。)を決定し、その後これを維持しています。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取り組みとして、グループの長期ビジョンおよび中期経営計画の策定、コーポレート・ガバナンスの整備を実施しています。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)」

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」といいます。)として、2019年12月26日開催の当社取締役会において、2020年2月27日開催予定の当社第107回定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外します。)を対象とする大量買付ルールを設定し、大量買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針を継続して採用することを決定しました。

(4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社株主の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、ならびにその理由

当社取締役会は、上記(3)の取り組みが、企業価値および株主共同の利益を向上させ、また企業価値および株主共同の利益を守るものであることから、本基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えています。

上記(1)から(4)までの内容の詳細は、2019年12月26日に「当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kewpie.com/ir/pdf/ir_news/ir_191226.pdf)にて公表しています。

また、第107回定時株主総会招集ご通知の第4号議案(20ページから42ページまで)に掲載していますのでご参照ください。

連結株主資本等変動計算書 (2018年12月1日から2019年11月30日まで) (単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,104	29,543	183,431	△15,859	221,219
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,578		△5,578
親会社株主に帰属する当期純利益			18,698		18,698
自己株式の取得				△2	△2
連結子会社の増資による持分の増減		△10			△10
連結子会社株式の売却による持分の増減		△49			△49
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△59	13,119	△2	13,056
当期末残高	24,104	29,483	196,551	△15,862	234,276

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ利益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整額		
当期首残高	10,618	△28	△1,459	△4,018	5,112	39,768	266,100
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△5,578
親会社株主に帰属する当期純利益							18,698
自己株式の取得							△2
連結子会社の増資による持分の増減							△10
連結子会社株式の売却による持分の増減							△49
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,572	34	△1,782	△516	△3,836	1,433	△2,403
連結会計年度中の変動額合計	△1,572	34	△1,782	△516	△3,836	1,433	10,653
当期末残高	9,045	6	△3,241	△4,534	1,275	41,201	276,753

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は58社です。主要な連結子会社は、キューピータマゴ株式会社、デリア食品株式会社、キューピー醸造株式会社、株式会社キューソー流通システム、株式会社サラダクラブおよびアラハタ株式会社です。当連結会計年度において、つくば鶏卵加工株式会社は新規設立のため、連結の範囲に含めています。また、株式会社カナエフーズ（特定子会社）は、キューピータマゴ株式会社（特定子会社）を存続会社とする吸収合併をしたため、連結の範囲から除外しています。以上から、1社が増加し、1社が減少しています。

非連結子会社は18社であり、主要な非連結子会社は、株式会社キューソーエルプランです。これらの非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は3社です。主要な持分法適用の関連会社は、サミット製油株式会社です。

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社キューソーエルプラン他17社）および関連会社（エイ・ケイ・フランチャイズシステム株式会社他3社）については、これらの会社の当期純損益および利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社9社の決算日は9月30日、6社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日が12月31日の在外子会社6社については、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、その他の在外子会社9社については決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

- ①満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によるものです。
- ②持分法非適用の子会社株式および関連会社株式は、移動平均法による原価法によるものです。
- ③その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によるものです。

(ロ) デリバティブ

時価法によるものです。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しています。

(ハ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によるものです。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

- (3) 重要な繰延資産の処理方法
開業費については、支出時に全額費用として処理しています。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (ロ) 売上割戻引当金
当連結会計年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し各会社の基準（売上高に対する割戻支出予想額の割合）により発生主義で計算した額を計上しています。
- (ハ) 賞与引当金
従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
- (ニ) 役員賞与引当金
役員に支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しています。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるものです。
- (ロ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。
なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額を超えている場合には、連結貸借対照表の退職給付に係る資産に計上しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、振当処理の要件を満たす取引については振当処理を採用しています。

なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しています。

(ロ) ヘッジ手段は、為替予約取引、金利スワップ取引および商品先物取引です。

(ハ) ヘッジ対象は、外貨建仕入取引、仕入取引、在外子会社持分への投資および借入金の利息です。

(ニ) ヘッジ方針は、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

穀物相場の市場価格変動リスクを回避する目的で商品先物取引を行っています。

なお、投機的な取引は行わない方針です。

(ホ) ヘッジ有効性評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しています。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しています。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しています。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しています。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によるものです。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産の額 (簿価)	有形固定資産	1,133百万円
	計	1,133百万円
上記担保に対応する債務	短期借入金	713百万円
	長期借入金	356百万円
	計	1,070百万円

2. 偶発債務

保証債務 241百万円

Ⅳ. 連結損益計算書に関する注記

(事業譲渡益)

当社の濃厚流動食および関連商品の一部の販売権を譲渡したことによるものです。

Ⅴ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
当連結会計年度期首株式数	150,000,000株	6,956,925株
当連結会計年度増加株式数	—	1,125株
当連結会計年度減少株式数	—	—
当連結会計年度末株式数	150,000,000株	6,958,050株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の取得によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(イ) 2019年1月23日開催の取締役会において次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	2,717百万円
②1株当たり配当額	19円00銭
③基準日	2018年11月30日
④効力発生日	2019年2月7日

(ロ) 2019年6月26日開催の取締役会において次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	2,860百万円
②1株当たり配当額	20円00銭
③基準日	2019年5月31日
④効力発生日	2019年8月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年1月22日開催の取締役会において次のとおり付議する予定です。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	3,576百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	25円00銭
④基準日	2019年11月30日
⑤効力発生日	2020年2月7日

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入および社債発行により調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブ取引は、後述するリスクのヘッジを目的としており、投機目的では行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。有価証券及び投資有価証券は、主に業務等に関連する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクにさらされていますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしています。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、軽油・重油価格の市場価格変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ取引、および穀物相場の市場価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物等の取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述のⅠ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、営業債権について、営業管理部門および経理財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

②市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、軽油・重油価格の市場価格変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ取引、および穀物相場の市場価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物等の取引を利用しています。当社の当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により生産本部と財務部が行っており、その取引結果はすべて財務部長に報告されています。連結子会社については主として管理部門が行い、その取引結果についてもすべて各子会社の担当取締役へ報告されています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との当座貸越契約や、キャッシュ・マネジメント・システムによる手元流動性を一定水準に維持することなどにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	46,777	46,777	—
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	83,651 △409		
	83,241	83,241	—
(3)有価証券及び投資有価証券	32,017	32,017	—
資産計	162,036	162,036	—
(4)支払手形及び買掛金	53,299	53,299	—
(5)短期借入金	3,862	3,862	—
(6)未払金	20,406	20,406	—
(7)未払法人税等	4,208	4,208	—
(8)社債	10,000	10,006	6
(9)長期借入金(*2)	46,077	46,073	△3
負債計	137,853	137,855	2
デリバティブ取引(*3)	9	9	—

(*1) 受取手形及び売掛金はそれに対応する貸倒引当金を控除しています。

(*2) 短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。また、金銭信託等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によるものです。

負債

- (4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によるものです。

- (8)社債

社債の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

- (9)長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によるものです。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされている場合には、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によるものです。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5,207

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,646.73円
1株当たり当期純利益	130.72円

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2018年12月1日から2019年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				特別償却準備金	買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	24,104	29,418	29,418	3,115	9	2,589	67,200	27,264	100,179
事業年度中の変動額									
その他利益剰余金の積立						27		△27	－
その他利益剰余金の取崩					△4	△127		132	－
剰余金の配当								△5,578	△5,578
当期純利益								12,453	12,453
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△4	△100	－	6,979	6,874
当期末残高	24,104	29,418	29,418	3,115	4	2,488	67,200	34,244	107,053

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△15,901	137,800	9,955	9,955	147,756
事業年度中の変動額					
その他利益剰余金の積立					－
その他利益剰余金の取崩					－
剰余金の配当		△5,578			△5,578
当期純利益		12,453			12,453
自己株式の取得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△1,527	△1,527	△1,527
事業年度中の変動額合計	△2	6,871	△1,527	△1,527	5,344
当期末残高	△15,903	144,672	8,428	8,428	153,101

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によるものです。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によるものです。
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によるものです。
時価のないもの
移動平均法による原価法によるものです。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によるものです。

なお、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しています。

3. たな卸資産

(1) 評価基準

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によるものです。

(2) 評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、移動平均法によるものです。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によるものです。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 長期前払費用

定額法によるものです。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過年度実績率を基礎とした将来の貸倒予測率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 売上割戻引当金

当事業年度において負担すべき割戻金の支払に備えるため、売上高に対し会社の基準(売上高に対する割戻支出予想額の割合)により発生主義で計算した額を計上しています。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるものです。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しています。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建仕入取引および在外子会社持分への投資

(3) ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っています。

なお、投機的な取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

管理手続は社内の管理規定に基づいて行い、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を対比分析し、その有効性を評価し厳格に管理しています。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によるものです。

II. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		119,170百万円
2. 偶発債務		
保証債務		447百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	流動資産	12,375百万円
	固定資産	614百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	流動負債	36,461百万円
5. 取締役及び監査役に対する金銭債務	固定負債	80百万円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益	15,502百万円
2. 関係会社に対する営業費用	89,915百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	6,969百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	自己株式の種類	
	普通株式	
当事業年度期首株式数	6,956,925株	
当事業年度増加株式数	1,125株	
当事業年度減少株式数	-	
当事業年度末株式数	6,958,050株	

(注) 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の取得によるものです。

VI. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
関係会社株式評価損	1,395百万円
退職給付信託設定額	1,084百万円
未払費用（販売促進費）	664百万円
減価償却費	624百万円
退職給付信託益	542百万円
売上割戻引当金	200百万円
投資有価証券評価損	161百万円
未払事業税	141百万円
減損損失	140百万円
その他	359百万円
繰延税金資産小計	5,317百万円
評価性引当額	△1,737百万円
繰延税金資産合計	3,579百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△4,464百万円
買換資産圧縮積立金	△1,098百万円
その他有価証券評価差額金	△3,526百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△9,091百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△5,511百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者(その親族をい(当該子を含む))	株式会社 中島董商店 (注3)	東京都 渋谷区	50	各種加工 食品の販 売	直接10.3% (直接10.5%) (間接 5.7%)	役員 2人	商品の仕 入、販売 品および ブランド 用料的の 支払	商品の 仕入	424	買掛金	75
								製商品の 販売	93	売掛金	14
								ブランド 使用料の 支払	400		
								販促物の 購入	75	未払金	37
								不動産の 賃貸	16		
役員及びその近親者(その親族をい(当該子を含む))	株式会社 董花 (注4)	東京都 渋谷区	100	不動産賃 貸業・リ ース業	(直接 5.7%)	役員 1人	事務所の 賃借およ びリース 資産の購 入	不動産の 賃借	1,081	差入保 証金	946
								リース資 産の購入	11	未払金	6
										その他 の流動 負債 その他 の固定 負債	51 108
役員及びその近親者(その親族をい(当該子を含む))	株式会社 nakato (注4)	東京都 港区	10	酒類・食 品卸売業	なし	なし	製商品の 販売	製商品の 販売	134	売掛金	43

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者の議決権を有する等(注5)	株式会社 トウ・ソリューションズ(注5)	東京都調布市	90	コンピュータシステムの企画、開発、保守および運用の発、販売、および支援	直接 20.0%	従業員1人	計算事務の委託	IT関連費用の支払 ソフトウェアの購入 有形固定資産の購入 不動産の賃貸	2,040 269 28 56	未払金	858
役員及びその近親者の議決権を有する等(注6)	株式会社 ユー商会(注6)	東京都渋谷区	10	不動産賃貸業	なし	なし	事務所の賃借	不動産の賃借	95	差入保証金	117
役員及びその近親者の議決権を有する等(注7)	株式会社 ティンドエー(注7)	東京都渋谷区	100	不動産賃貸業	(直接 1.4%)	役員1人	寮の賃借	不動産の賃借	61		

- (注1) 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。
- (注2) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めていません。
- (注3) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者、ならびにこれらの者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の82.9%を直接保有しています。
- (注4) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.0%を直接保有しています。
- (注5) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の80.0%を直接保有しています。
- (注6) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の100.0%を直接保有しています。
- (注7) 当社 取締役会長 中島周およびその近親者が議決権の89.5%を直接保有しています。

2. 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員等の兼任等	事業上の関係				
子会社	キューピータマゴ株式会社(注4)	東京都調布市	350	液卵・凍卵・凍結加工品等の製造および販売	直接100.0%	役員2人 従業員9人	製商品の売上のなにおよ原料仕入	商品および原料の仕入	29,624	買掛金	1,929
								資金の借入	6,478	短期借入金	6,861
								利息の支払	46		
							配当金の受取	1,514			
子会社	デリア食品株式会社	東京都調布市	50	サラダ・惣菜等の販売	直接100.0%	役員2人 従業員5人	製商品の売上	資金の借入	989	短期借入金	2,908
								利息の支払	7		
子会社	丘比(中国)有限公司	中国北京市	百万元447	中国現地の資金管理および現地資本の管理	直接100.0%	役員1人 従業員3人	資金および管理の委託	現物出資(注5)	4,204		

(注1) 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。

貸付金および借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注2) 貸付金および借入金については、主にキャッシュ・マネジメント・システムの資金運用等に伴うものです。

取引金額については、平均貸付残高および平均借入残高を記載しています。

(注3) 上記の表における取引金額等の内、期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めていません。

(注4) キューピータマゴ株式会社は2018年12月1日付で株式会社カナエフーズを吸収合併しています。

(注5) 当社保有の杭州丘比食品有限公司、北京丘比食品有限公司および南通丘比食品有限公司の出資金を現物出資しています。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	1,070.33円
1株当たり当期純利益	87.06円

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

Ⅹ. 連結配当規制適用会社に関する注記
当社は連結配当規制の適用会社です。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
また、議決権等の所有（被所有）割合は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。